

処分基準

1 恩給法第80条第2項に規定する扶助料の失権処分に係る処分基準

恩給法第80条第2項に規定する「事実上婚姻関係と同様の事情を有する遺族」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものである。

- (1) 当事者間に、夫婦としての共同生活を維持継続する意思の合致があること。
- (2) 夫婦としての共同生活が長期間安定して継続していること。

2 恩給給与規則第34条ノ5に規定する支給差止め処分に係る処分基準

恩給受給権調査における恩給給与規則第34条ノ5の規定に係る処分基準は、恩給受給権の調査に関する書類を期限までに提出しないことである。